

記載例

様式第8号(別紙1)(表面)

労働保険番号					氏名	災害発生日
府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	山口太郎	21年5月15日
/3	/1	/2	/1/4029			

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日		8年4月/日		常用・日雇の別		常用・日雇		
賃金支給方法		(月給・週給・日給) 時間給・出来高払制・その他請負制		賃金締切日		毎月末日		
A	月によって支払ったものの期間に 月・週その他一定の期間に	賃金計算期間		2月1日から2月28日まで	3月1日から3月31日まで	4月1日から4月30日まで	計	
		総日数		28日	31日	30日④	89日	
		賃金	基本賃金		300,000円	300,000円	300,000円	900,000円
			手当		12,000	12,000	12,000	36,000
			手当		10,000	10,000	10,000	30,000
			計		322,000円	322,000円	322,000円⑥	966,000円
B	日若しくは時間又は出来高払制その他の請負制によつて支払ったものの期間に	賃金計算期間		2月1日から2月28日まで	3月1日から3月31日まで	4月1日から4月30日まで	計	
		総日数		28日	31日	30日④	89日	
		労働日数		19日	22日	21日②	62日	
		賃金	基本賃金		円	円	円	円
			残業手当		35,000	27,000	33,000	95,000
			手当					
計			35,000円	27,000円	33,000円⑤	95,000円		
総計		357,000円	349,000円	355,000円⑥	1,061,000円			
平均賃金		賃金総額⑥/1,061,000円÷総日数④ 89 = 11,921円34銭						
最低保障平均賃金の計算方法								
Aの⑥ 966,000円÷総日数④ 89 = 10,853円93銭⑦								
Bの⑥ 95,000円÷労働日数② 62 × $\frac{60}{100}$ = 919円35銭⑧								
⑦ 10,853円93銭+⑧ 919円35銭 = 11,773円28銭 (最低保障平均賃金)								
日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間		① 労働日数又は労働総日数	② 賃金総額	平均賃金 ⑦÷⑧× $\frac{73}{100}$		
	第3号の場合	月 日から 日まで		日	円	円 銭		
	第4号の場合	都道府県労働局長が定める金額				円		
	第5号の場合	従事する事業又は職業				円		
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第5号第2条による。)		平均賃金協定額の承認年月日		年 月 日 職種	平均賃金協定額 円			
① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金 (賃金の総額⑥-休業した期間にかかる②の⑧)÷(総日数④-休業した期間②の⑨) (円- 円)÷(日- 日) = 円 銭								

この欄には、労働日数等に関係なく一定の期間によって支払われた賃金を記入します。

賃金締切日を記入します。

災害発生日の直前の賃金締切日から遡って過去3か月間が平均賃金算定期間となりますので、当該期間における賃金計算期間を記入します。

該当する賃金計算期間中に実際に労働した日数を記入します。

この欄には、労働日数、労働時間数等に応じて支払われた賃金を記入します。

両者を比較して、いずれか高い方が平均賃金とされますので本例の場合の平均賃金は11,921円34銭となります。

(注) 一般的な算定方法の記載例です。